

## 98/24/EEC 職場で、化学物質にさらされるリスクからの労働者の保護に関する指令の要点

【原典の所在】 <https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/75>

1998年4月7日に制定されたこのEU指令は、EUの安全衛生枠組み指令（89/391/EEC）第16条(1)に規定する措置の内容を定める、いわゆる89/391/EECの第14番目の子指令として、EU加盟国に最低限求められる措置を定めたものである。以下に、その概要について、紹介する。

（第1章 総則）

### ① 目的及び適用範囲

この指令で定める要求事項は、危険有害な化学的因子（chemical agents）が、存在するか、又は存在する可能性のある場所に適用される。この場合において、放射線に関する欧州原子力委員会が定める特別の規定の適用を、がん原性物質については、90/394/EECの特別の規定の適用を、それぞれ、排除しないこと等とされている。

### ② 定義

i 化学的因子 あらゆる元素又は化合物（これらが単独で存在するか、又は混合物として存在するか、天然の状態のままか、意図的に、又は意図的でなく、製造され、排出され（廃棄物として排出を含む。）たか、また、市場にあるかないかとを問わない。）を意味する。

ii 危険有害な化学的因子

(i) 67/548/EECの附属書VIの分類に基づく危険な物質、その指令の分類に該当しなくとも、ただ環境に対して危険であると分類される化学的因子及び製剤

(ii) 上記(i)以外の化学的因子であって、物理化学的、化学的、毒性学的性質及び職場で使用され、又は存在する方法によって、労働者の安全と健康にリスクを生じさせるもの（第3条に規定する職業上のばく露限界値が設定されているものを含む。）

### ③ 職業上のばく露限界値及び生物的限界値

i EU委員会は、危険有害な化学的因子と職業上のばく露レベルとの関係を、独立した利用可能な最新の科学的アセスメントにより評価しなければならない。また、同様に、生物的限界値についても評価しなければならない。

ii EU委員会は、労働者の安全、衛生、健康諮問委員会に諮ってから、職業上のばく露限界値を提案しなければならない。

（訳者注：この「職業上のばく露限界値」に関しては、既に3つの指令（①Directive 2000/39/EC - indicative occupational exposure limit values、②Directive 2006/15/EC - indicative occupational exposure limit values、③Directive 2009/161/EU - indicative occupational exposure limit values）が出されている。）

iii 拘束力のある化学的因子のばく露限界値としては、加盟各国は、EU委員会のばく露限界値を採用してもよいし、実行可能性等を考慮して、設定してもよい。この場合、EU委員会のばく露限界値を超えるものとしてはならない。

iv 拘束力のある生物的限界値としては、EU委員会の評価結果及び測定技術の利用可能性に基づき、EU委員会の生物的ばく露限界値を採用してもよいし、実行

可能性等を考慮して、設定してもよい。この場合、EU委員会の生物学的限界値を超えるものとしてはならない。

(第2章 使用者の義務)

① 危険有害な化学的因子についてのリスクの評価とリスクの程度の判定

89/391/EECの第6条(3)と第9条(1)に規定されている義務を遂行するに当たっては、使用者は、先ず、職場に、危険有害な化学的因子が存在するか否かを判定しなければならない。もし、存在する場合には、次の事項を考慮して、これらの危険有害な化学的因子が存在することにより生ずる労働者の安全と健康に与えるあらゆるリスクを評価しなければならない。

- 化学的因子の危険有害性
- 危険有害な化学的因子の供給者から交付されなければならない安全衛生に関する情報（例えば、67/548/EEC又は88/379/EECの規定による関連する安全データシート）
- ばく露のレベル、態様及び期間
- 危険有害な化学的因子を取り巻く事情（その量を含む。）
- 問題の化学的因子について、EU加盟国がその領域で設定している職業上のばく露限界値及び生物学的限界値
- 既に取りられているか、又は取られようとしている予防手段
- 可能な場合は、既に実施されている健康影響調査の結果

② 危険有害な化学的因子と関連するリスクの一般的な予防原則及びリスクの評価に関するこの指令の適用

- i 危険有害な化学的因子を取り扱う活動に伴う労働者の安全と健康を確保する義務を履行するに当たっては、使用者は、89/391/EECの第6条(1)、(2)で定められている予防措置及びこの指令で規定される対策を含まなければならない。
- ii 職場で、危険有害な化学的因子を取り扱う活動に伴う労働者の安全と健康に対するリスクは、次により、除去されるか、又は最少になるようにされなければならない。
  - 職場における作業の体制の設計及び組織化
  - 化学的因子を用いる作業のための適切な器具の供給及び職場における労働者の安全と健康を確保するための点検整備の手順
  - ばく露されるか、又はばく露されることが予想される労働者の数を最小限にすること。
  - 適切な衛生上の対策
  - 職場に存在する化学的因子を関連する作業に必要な最低限の量に止めること。
    - 危険有害な化学的因子及びそのような化学的因子を含む廃棄物のある職場内における安全な取扱い、貯蔵及び運搬の方法を含む適切な作業手順

③ その他

特別の防護措置及び予防手段、事故時、事故になりそうな事態、緊急事態への対応措置の手配、労働者に対する情報の提供及び訓練、健康影響調査、労働者との協議及び労働者の参画等が規定されている。

(第3章 雑則)

① 禁止 (第9条)

特定の化学的因子及び/又は特定の化学的因子の取扱いを含む一定の活動によって、健康へのリスクがもたらされる労働者のばく露を予防するため、附属書Ⅲで規定される化学的因子の職場での製造及び使用並びに関連する活動は、附属書Ⅲで規定される限度で禁止されること。

(なお、この附属書Ⅲで禁止されている化学的因子は、2-ナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、ベンジジン及びその塩、4-ニトロジフェニル (これらのいずれかを重量で0.1%を超えて含有するものを含む。) である。

しかしながら、関連する活動については、禁止されるものは、未だ規定されていない。)

② その他、健康診断 (第10条)、労働者との協議及び労働者の参画 (第11条) 等が規定されている。

(別記)

(資料作成者注 : COUNCIL DIRECTIVE 98/24/EC of 7 April 1998 on the protection of the health and safety of workers from the risks related to chemical agents at work (fourteenth individual Directive within the meaning of Article 16(1) of Directive 89/391/EEC)

(職場における化学物質と関連するリスクから労働者の健康及び安全の保護に関する 1998年4月7日の理事会指令 98/24/EC (89/391/EEC の第16条 (1) の意味における 14番目の個別指令) 第Ⅲ節 雑則、第9条及び附属書Ⅲの「英語原文及び日本語仮訳」)

COUNCIL DIRECTIVE 98/24/EC of 7 April 1998

on the protection of the health and safety of workers from the risks related to chemical agents at work (fourteenth individual Directive within the meaning of Article 16(1) of Directive 89/391/EEC)

(職場における化学物質と関連するリスクから労働者の健康及び安全の保護に関する 1998年4月7日の理事会指令 98/24/EC)

SECTION III  
MISCELLANEOUS PROVISIONS

第Ⅲ節  
雑則

<p style="text-align: center;"><i>Article 9</i> Prohibitions</p>	<p style="text-align: center;">第九条 禁止事項</p>
<p>1. To prevent the exposure of workers to health risks from certain chemical agents and/or certain activities involving chemical agents, the production, manufacture or use at work of the chemical agents and the activities set out in Annex III shall be prohibited to the extent specified therein.</p> <p>2. Member States may permit derogations from requirements of paragraph 1 in the following circumstances:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— for the sole purpose of scientific research and testing, including analysis,</li> <li>— for activities intended to eliminate chemical agents that are present in the form of by-products or waste products,</li> <li>— for the production of the chemical agents referred to in paragraph 1 for use as intermediates, and for such use.</li> </ul> <p>The exposure of workers to chemical agents referred to in paragraph 1 must be prevented, in particular by providing that the production and earliest possible use of such chemical agents as intermediates must take place in a single closed system, from which the aforesaid chemical agents may be removed only to the extent necessary to monitor the process or service the system.</p> <p>Member States may provide for systems of individual authorisations.</p> <p>3. When derogations are permitted pursuant to paragraph 2, the competent authority shall request the employer to submit the following information:</p>	<p>1. 特定の化学物質及び／又は化学物質が関与する特定の活動により労働者が健康リスクにさらされることを防止するために、化学物質の製造、生産又は職場での使用及び附属書Ⅲに定める活動を、そこに規定されている範囲内で禁止する。</p> <p>2. 加盟国は、次の状況において、第1項の要件の適用除外を許可することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 分析を含む科学的研究及び試験のみを目的とする場合。</li> <li>— 副産物又は廃棄物の形で存在する化学物質を除去することを目的とした活動のためのもの</li> <li>— 第1項で言及された化学物質を中間体として使用するための製造のため、及びそのような使用のために、第1項で言及された化学物質を製造するために使用されなければならない。</li> </ul> <p>第1項で言及された化学物質への労働者のばく露は、特に、中間体としての当該化学物質の製造及び可能な限り早期の使用は、単一の閉鎖されたシステムで行われなければならない。そこから前記の化学物質は、プロセスの監視又はシステムのサービスに必要な範囲でのみ除去されなければならないことを規定することにより、防止されなければならない。</p> <p>加盟国は、個別の認可制度を設けてもよい。</p> <p>3. 第2項の規定により免除が認められた場合、所轄官庁は、使用者に対し、次の情報の提出を求めなければならない。</p>

<p>— the reason for requesting the derogation,</p> <p>— the quantity of the chemical agent to be used annually,</p> <p>— the activities and/or reactions or processes involved,</p> <p>— the number of workers liable to be involved,</p> <p>— the precautions envisaged to protect the safety and health of workers concerned,</p> <p>— the technical and organisational measures taken to prevent the exposure of workers.</p> <p>4. The Council, in accordance with the procedure laid down in Article 118a of the Treaty, may amend the list of prohibitions under paragraph 1 of this Article, to include further chemical agents or activities.</p>	<p>— 除外を求める理由</p> <p>— 年間に使用する化学物質の量</p> <p>— 関与する活動及び/又は反応又はプロセス</p> <p>— 巻き込まれる可能性のある労働者の数</p> <p>— 関係する労働者の安全及び健康を保護するために想定された予防措置</p> <p>— 労働者のばく露を防止するために取られた技術的及び組織的な措置</p> <p>4. 理事会は、条約第 118a 条に定められた手続に従い、本条第 1 項の禁止事項リストを修正し、さらに化学物質又は活動を含めることができる。</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><i>ANNEX III</i> <b>PROHIBITIONS</b></p> <p>The production, manufacture or use at work of the chemical agents and activities involving chemical agents set out below are prohibited. The prohibition does not apply if the chemical agent is present in another chemical agent, or as a constituent of waste, provided that its individual concentration therein is less than the limit specified.</p>	<p style="text-align: center;"><b>附属書 III</b> <b>禁止事項</b></p> <p>以下に規定する化学物質の製造、大規模な生産又は職場での使用並びにこれらが関与する活動を禁止する。ただし、その化学物質が他の化学物質に含まれている場合、又は廃棄物の構成成分として含まれている場合は、個々の化学物質の濃度が規定値以下であれば、この限りではない。</p>
---	---

**(a) Chemical Agents**

EINECS No ( 1 )	CAS No ( 2 )	Name of agent (化学物質の名称)	Concentration limit for exemption (適用除外の限界値)
202-080-4	91-59-8	2-naphthylamine and its salts	0,1 % w/w (重量%)

		(2-ナフチルアミン及びその塩)	
202-177-1	92-67-1	4-aminodiphenyl and its salts (4-アミノジフェニル及びその塩)	0,1 % w/w (重量%)
202-199-1	92-87-5	Benzidine and its salts (ベンジジン及びその塩)	0,1 % w/w (重量%)
202-204-7	92-93-3	4-nitrodiphenyl (4-ニトロジフェニル)	0,1 % w/w (重量%)

(1) EINECS: European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances : 既存の商業的な化学物質の欧州登録番号

(2) CAS: Chemical Abstracts Service : ケミカルアブストラクトサービス (の登録番号)

(b) **Work activities** (作業活動)

None. (なし)